

2025年1月28日
八戸農業協同組合

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

当組合の経営理念は以下のとおりです。

「地域に根ざし、人の命と土の文化を育む」

経営理念が意味するところ

農業によって、地域住民の命、健康を守り、協同することによって、人を大切にする豊かな地域づくりを目指します。

地域の農業を発展させることによって、自然環境と社会環境の保全に貢献するとともに、地域の背骨である農業文化を大切にし、新たな芽を育み、未来へ継承していきます。

人の命と健康は食べ物で支えられ、食べ物は土が育てる。ゆえに、人の命と健康は土ともにある。

この経営理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組みを制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

なお、共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA 共済連）が、共同で事業運営しております。JA 共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA 共済連のホームページをご参照ください。

1. 組合員・利用者への最良・最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

(1) 金融商品

組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえ、組合員・利用者の多様なニーズにお応えできる金融商品を選定します。

なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2・3)】

(2) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまが、生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」の提供を通じて、安心して暮らせるよう最良・最適な共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（外貨建て共済）は提供しておりません。

【原則 2 本文および (注)、原則 3 (注)、原則 6 本文および (注 2・3)】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

- ① 組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・資産の状況およびお取引の目的に合わせて、組合員・利用者の皆さまに「ふさわしい金融商品」をご提案いたします。

【原則 2 本文および (注)、原則 5 本文および (注 1～5)、原則 6 本文および (注 1・2・4・5)】

- ② 組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、金融商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について、分かりやすく丁寧な説明をし、必要な情報をご提供いたします。また、ご高齢の組合員・利用者に対しては、より丁寧にさらに分かりやすく説明し、ご理解・ご納得いただけるよう対応いたします。

【原則 4、原則 5 本文および (注 1～5)、原則 6 本文および (注 1・2・4・5)】

- ③ 組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料について、組合員・利用者の投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

【原則 4、原則 5 本文および (注 1～5)、原則 6 本文および (注 1・2・4・5)】

(2) 共済の事業活動

- ① 当組合は、組合員・利用者の皆さまの多様化するニーズに確実に応えし、一人ひとりに寄り添った活動に取り組めます。

【原則 2 本文および (注)、原則 4、原則 5 本文および (注 1～5)、原則 6 本文および (注 1・2・4・5)】

- ② 組合員・利用者の皆さまに対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた、最適な保障・サービスをご提案いたします。

【原則 5 本文および (注 1～5)、原則 6 本文および (注 1・2・4・5)】

- ③ 保障のご加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に把握・確認したうえで、十分に保障内容をご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施いたします。

【原則 2 本文および (注)、原則 5 本文および (注 1～5)、原則 6 本文および (注 1・2・4・5)】

- ④ ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすく説明し、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。

【原則 2 本文および (注)、原則 5 本文および (注 1～5)、原則 6 本文および (注 1・2・4・5)】

- ⑤ 保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまからご負担いただく

手数料等はございません。

【原則 4】

3.組合員・利用者本位の各種手続きやアフターフォローの実施

当組合は各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまにわかりやすいご説明を心がけるとともに、ご相談に対して迅速に対応いたします。

【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1・2・4・5）】

4.組合員・利用者の皆さまの「声」を活かした業務改善

当組合は、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声」（お問合せ・ご相談、ご要望、苦情など）を誠実に受け止め、業務改善に努めます。

【原則 2 本文および（注）】

5.利益相反の適切な管理

組合員・利用者の皆さまへの金融商品選定や保障提案、情報提供にあたり、組合員・利用者の利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則 3 本文および（注）】

6.組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

当組合は組合員・利用者の皆さまの信頼を獲得し、満足していただける金融商品・仕組み・サービス提供できるよう、職員の継続的・定期的な研修を実施するとともに、資格取得の支援として内部研修・資格制度および取得を推奨する外部資格の取得に取り組めます。

【原則 2 本文および（注）、原則 6 本文、原則 7 本文および（注）】

※ 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024年9月26日改訂）との対応を示しています。